



奈良県



特定不妊治療費助成のご案内

奈良県では、不妊治療によって子どもを望むご夫婦の経済的負担を軽減するため、医療保険が適用されない**特定不妊治療(体外受精および顕微授精)**に要する費用の一部を助成しています。また、特定不妊治療の一環として、**男性不妊治療**を行った場合、さらに助成額を上乗せします。

令和3年1月1日以降に終了した治療からの制度の変更点

1. 夫婦合わせての所得制限(730万円未満)を撤廃しました。(コロナ特例適用する場合は対象外)
2. 助成回数は、初めて助成を受けた際の治療期間初日における妻の年齢が40歳未満は1子ごと6回まで(40歳以上43歳未満は1子ごと3回まで)になります。
3. 助成金額が拡充されました。
4. 事実婚であっても申請が可能となりました。(事実婚を証明する書類が必要)

対象者

次のすべてに該当する方が対象です。

(平成27年度までに通算5年間助成を受けている場合は、助成対象外となります。(リセットの場合は除く))

- ① 治療開始日現在、法律上の婚姻をしている夫婦であること
または、事実婚であり、その事実を証明できる書類を提出できること
- ② 申請日現在、夫婦のいずれか一方または両方が奈良県内(奈良市を除く)に住所があること
ただし、事実婚での申請については、男女とも原則同一世帯であること(別世帯であれば申立書が必要)
- ③ 特定不妊治療以外の治療方法によっては妊娠の見込みがないか、または極めて少ないと医師に診断されたこと
- ④ 奈良県または各都道府県・指定都市・中核市が指定した指定医療機関で治療を受けたこと
- ⑤ 治療開始日における妻の年齢が43歳未満であること。ただし、治療開始日とは採卵準備の「薬品投与」の開始日を言います。

助成金額

令和3年1月1日以降に治療が終了された方は、1回の治療につき以下の金額を上限に助成します。

治療内容については、次の「助成対象治療」をご確認ください。

■ 治療内容

- A・B・D・E 30万円まで
- C・F 10万円まで

■ A・B・D・E・Fの治療の一環として

男性不妊治療を行った場合30万円まで

助成対象治療



治療内容	採卵まで			採精(夫)	受精 (前培養・媒精(顕微授精)・培養)	胚移植						妊娠の確認 (胚移植のおおむね2週間後)		
	薬品投与(点鼻薬) (自然周期で行う場合もあり)	薬品投与(注射) (自然周期で行う場合もあり)	採卵			新鮮胚移植		胚凍結	凍結胚移植		薬品投与 (自然周期で行う場合もあり)		胚移植	黄体期補充療法
						胚移植	黄体期補充療法		胚移植	黄体期補充療法				
平均所要日数	14日	10日	1日	1日	2~5日	1日	10日		7~10日	1日	10日	1日		
助成対象	A	新鮮胚移植を実施												
	B	凍結胚移植を実施*												
	C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施												
	D	体調不良等による移植のめどが立たず治療終了												
	E	受精できず または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止												
	F	採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止												
対象外	G	細胞が発育しない、又は排卵終了のため中止												
	H	採卵準備中、体調不良等により治療中止												


※B:採卵・受精後、1~3周期程度の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合。
 ※採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合も助成の対象となります。

県内指定医療機関



指定医療機関名	住所	電話番号	対象治療	
			体外受精	顕微授精
医療法人授幸会 久永婦人科クリニック	奈良市西大寺東町2-1-63 サンワシティ西大寺3F	0742-32-5505	○	○
ASKAレディースクリニック	奈良市北登美ヶ丘3-3-17	0742-51-7717	○	○
三橋仁美レディースクリニック	大和郡山市矢田町通19	0743-51-1135	○	○
赤崎クリニック 高度生殖医療センター	桜井市大字谷111	0744-45-0056	○	○
医療法人平治会 ミズクリニックメイワン	橿原市四条町871-1	0744-20-0028	○	○



※県外の指定医療機関については、厚生労働省ホームページをご覧ください。



厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000047346.html>

不妊指定医療機関





対象年齢・通算助成回数



令和3年1月1日以降に治療を終了された方は、以下のとおり**通算助成回数**が変わっています。

対象年齢	通算助成回数
43歳未満 ※申請される治療の 開始時 を基準	初回申請の治療開始時点で妻の年齢が 40歳未満の方 1子につき 6回 まで 40歳以上43歳未満の方 1子につき 3回 まで

※43歳以降に開始した治療および平成27年度までに通算5年間助成を受けている場合は、通算助成回数に満たない場合であっても、助成対象外となります。ただし平成27年度までに通算5年間助成を受けている方で、出産を経ている場合は助成回数をリセットし、令和3年1月1日以降に終了する治療について助成対象となります。

※新型コロナの感染拡大における不妊治療助成における対応(「年齢緩和の取り扱い」「所得要件の取り扱い」：**コロナ特例**)について、令和3年1月1日以降に終了した治療について「コロナ特例」を用いて申請する場合、制度改正前の助成要件「治療開始時に法律上の婚姻をしていること」「所得制限」を満たしている必要があります。コロナ特例を用いて申請される場合について詳しくは、ホームページをご覧ください。

※妊娠・出産に至った場合、これまでの助成回数をリセットすることができます。妊娠12週以降に死産に至った場合にも助成回数をリセットすることができます。リセットについて詳しくはホームページをご覧ください。



男性不妊治療費助成



■ 助成対象となる治療

特定不妊治療の一環として行われる、精子を精巣または精巣上体から採取するための手術(保険適用外)

- ・**精巣内精子生検採取法(TESE)**
- ・**精巣上体内精子吸引採取法(MESA)**など



※指定医療機関または指定医療機関の主治医から紹介等を受けた医療機関(泌尿器科を標榜する病院等)で行う治療が対象です。

■ 助成額

1回あたり**30万円**まで

■ 助成回数・助成期間

特定不妊治療費助成制度と同じです。

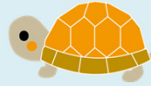
ただし、特定不妊治療費助成制度と併せて申請した場合に助成を行います。(〔助成対象治療〕の中の**Cは対象外**です。特定不妊治療助成制度と同時申請は、男性・女性併せて1回とカウントします。)

■ 申請についての注意事項

※原則男性不妊治療単独の申請はできません。ただし、主治医の治療方針に基づき、採卵前に男性不妊治療を行ったが、精子が採取できず治療が終了した場合に限り、男性不妊治療のみでの申請ができますので、医療機関に証明書(第3号様式)を記載してもらってください。なお、男性不妊治療単独助成の場合は通算助成回数中の1回の治療としてカウントします。



申請手続き



■申請に必要な書類

	必要書類	確認項目	留意事項
1	不妊に悩む方への特定治療 支援事業申請書(第1号様式)	申請者が記入	・様式は県ホームページからダウンロード可 (各保健所の申請窓口でも配布)
2	不妊に悩む方への特定治療 支援事業受診等証明書(第2号様式) (第3号様式:男性不妊治療用)	主治医が記入	
3	領収書(写し) ※1回の領収書額が5万円を超える場合は、費用の詳細な内訳(例:検査費、薬代など)が分かる明細書等を提出してください。	特定不妊治療・男性不妊治療を受けた医療機関で発行	・入院費、食事代、文書料は助成対象外 ・領収書は、領収印が鮮明に写るようにコピーしてください
4	戸籍謄本 ※世帯全員の身分事項が記載されているもの	本籍地の市町村で発行	・発行日から3ヶ月以内のもの ・新規申請(通算1回目)の方や、以前他の自治体(奈良市含む)の助成を受けていて本県へ初めて申請される方は、提出が必要 ・通算2回目以降の申請で、内容に変更ない場合は提出不要 ・単身赴任等、夫婦が同一世帯でない場合は省略不可
5	住民票謄本 ※夫および妻分 (世帯全員分であれば、一通の提出で可。)	住所地の市町村で発行	・世帯全員の続柄・戸籍筆頭者の表示を省略しないもの ・発行日から3ヶ月以内で、マイナンバー(個人番号)の記載がないもの
該当者のみ提出	回数制限リセット 戸籍謄本 ※世帯全員の身分事項が記載されているもの	住民票謄本と戸籍謄本については、4・5で提出した書類に出生した子を含んでいる場合、重ねての書類提出は不要です。	
	住民票謄本 ※世帯全員分		
事実婚	死産届の写し ※妊娠12週以降に死産に至った場合	届けの写しを所持していない場合、母子健康手帳の該当ページの写しの提出も可とします。(保護者氏名、生年月日、医療機関名等が記載されているページ、出産の状況・届出状況が記載されている欄で「死産」「死産届出」に該当していることが分かるページの写しを添付)	
	戸籍謄本	お二人の戸籍謄本(重婚でないことの確認)	
	住民票謄本	お二人の住民票謄本	
	事実婚関係に関する申立書(第4号様式)	住民票で同一世帯でない場合は、その理由をご記入ください。 治療の結果出生した子については、認知を行う意向確認欄にお二人の署名(自署)をお願いします。	

※提出された申請書類の返却及び申請の取り下げはできません。

以上の書類を、お住まいの市町村を管轄する保健所(または出張所)に提出してください。(郵送可)



奈良県ホームページ

<http://www.pref.nara.jp/57293.htm>

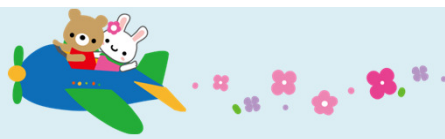
奈良県 特定不妊



申請書はダウンロード
できます。



■申請期限



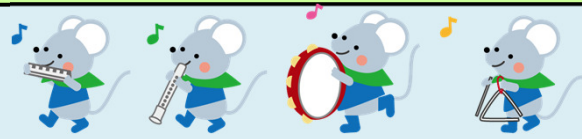
治療が終了した日の属する年度内となります。(1年度は4月1日～翌年3月31日)

ただし、3月に治療終了した場合に限り、年度の末日(末日が閉庁日の場合は、その次の開庁日)か、治療が終了して21日(3週間)以内のどちらか遅い日とします。

令和3年度における申請の提出期限(3月治療終了分)は、令和4年4月21日(木)
(郵送の場合は消印有効)までです。

※例年1～3月は申請が集中し、医療機関の証明書発行に日数を要する場合があります。書類不備等で期限内に受付できず、申請不可となるケースもありますので、**治療終了後は、申請期限に関わらず、できるだけ速やかに申請していただきますようお願いします。なお、管轄保健所へ郵送による申請も可能です。ただし、書類に不備があった場合は受理できない場合があります。**

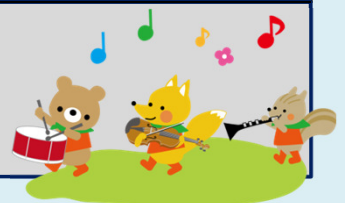
■相談・申請窓口

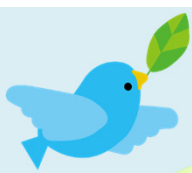


保健所名	住所	電話番号	管轄市町村
郡山保健所 医療費助成等申請受付	〒639-1041 大和郡山市満願寺町60-1 (郡山総合庁舎1F)	0743-51-0195	大和郡山市、天理市、生駒市、 山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、 安堵町
中和保健所 医療費助成等 申請受付センター	〒634-8507 橿原市常盤町605-5 (橿原総合庁舎1F)	0744-48-3036	大和高田市、橿原市、桜井市、 御所市、香芝市、葛城市、宇陀市、 川西町、三宅町、田原本町、曾爾村、 御杖村、高取町、明日香村、上牧町、 王寺町、広陵町、河合町
高田出張所	〒635-0085 大和高田市片塩町12番5号 大和高田市市民交流センター(コスモプラザ)3F	0745-51-8133	
吉野保健所 健康増進課	〒638-0045 吉野郡下市町新住15-3	0747-64-8134	五條市、吉野町、大淀町、下市町、 黒滝村、天川村、野迫川村、 十津川村、下北山村、上北山村、 川上村、東吉野村
県健康推進課	〒630-8501 奈良市登大路町30	0742-27-8661	(問い合わせのみ)

奈良市在住の方は、下記にお問い合わせください。

奈良市健康医療部 母子保健課	〒630-8122 奈良市三条本町13番1号 はぐみセンター	0742-34-1978	奈良市
-------------------	--------------------------------------	--------------	-----





奈良県



相談
無料

不妊専門相談センター

一人で悩まないで、まずはご相談ください。

<相談例>

「子どもが欲しいけれど、どうしたらいいか悩んでいる」

「検査・治療の方法が知りたい」

「不妊治療を行っている医療機関を知りたい」

「パートナーや家族との関係について相談したい」

「妊娠したが、なかなか出産にいたらない(不育症など)」



ご本人でも、ご家族の方々でも、
お気軽にご相談ください。

電話相談



専門相談員(助産師)が相談をお受けします。

毎週金曜日 13~16時



0744-22-0311

(専用ダイヤル)

面接相談



産婦人科医師(女性)が相談をお受けします。

※面接相談では、検査や治療は行いませんのでご了承ください。

毎月第2金曜日 13~16時

※都合により変更することがあります。

電話での予約が必要です。(毎週金曜日13時~16時)

場所: 奈良県医師会館(橿原市内膳町5-5-8)

このリーフレットに関するお問い合わせは

奈良県医療政策局健康推進課 母子保健・人材確保対策係 ☎0742-27-8661